

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

### 香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 自動車及び<u>一般原動機付自転車</u>の運転免許</p> <p>第1節～第9節 略</p> <p>第6章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・<u>一般原動機付自転車</u>通行止め」、「<u>特定小型原動機付自転車</u>・<u>自転車</u>通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～11 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 自動車及び<u>原動機付自転車</u>の運転免許</p> <p>第1節～第9節 略</p> <p>第6章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・<u>原動機付自転車</u>通行止め」、「<u>自転車</u>通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「<u>自転車及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～11 略</p>

(自動車以外の車両の牽引制限)

第18条 略

- (1) 略
- (2) 原動機付自転車により故障をしている他の自動車（三輪及び四輪のものを除く。）又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を次に定めるところにより牽引する場合  
ア～エ 略
- (3) 略

(運転者の遵守事項)

第20条 略

- (1)～(8) 略
- (9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (10) 略

(道路の使用許可)

第28条 略

- (1)～(8) 略
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験、人の移動の用に供するロボットの実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実験をすること。

(自動車以外の車両の牽引制限)

第18条 法第60条の規定により自動車以外の車両によって他の車両を牽引することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 原動機付自転車により故障をしている他の自動車（三輪及び四輪のものを除く。）又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を次に定めるところにより牽引する場合  
ア～エ 略
- (3) 略

(運転者の遵守事項)

第20条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(8) 略
- (9) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (10) 略

(道路の使用許可)

第28条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（公職選挙法の規定により選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。）とする。

- (1)～(8) 略
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験、人の移動の用に供するロボットの実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実験をすること。

## 第5章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(免許証の再交付の申請の手続)

第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センター(仮運転免許証の再交付の申請にあつては、運転免許センター)に行わなければならない。

2 施行規則第21条第3項の公安委員会規則で定める場合は、仮運転免許証以外の免許証の再交付を申請する場合とする。

(地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会)

第106条 法第108条の29第1項の規定により公安委員会が地域交通安全活動推進委員(以下この条において「推進委員」という。)を委嘱したときは、当該推進委員に係る第3項の区域を管轄する警察署長は、当該推進委員の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2・3 略

(定期報告)

第112条 法第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者(以下「認定教育実施者」という。)は別記様式第72号の運転免許取得者等教育年間計画報告書により年間の教育計画を、法第108条の32の3第1項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者(以下「認定検査実施者」という。)は別記様式第72号の2の運転免許取得者等検査年間計画報告書により年間の検査計画をそれぞれ作成し、あらかじめ公安委員会に報告しなければならない。

2 認定教育実施者は運転免許取得者等教育を行ったときは別記様式第73号の運転免許取得者等教育実施結果報告書により、認定検査実施者は運転免許取得者等検査を行ったときは別記様式第73号の2の運転免許取得者等検査実施結果報告書により、それぞれその実施結果を1月ごとに取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

(認定の取消しの手続)

第113条 略

2 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において準用する第108条の

## 第5章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(免許証の再交付の申請の手続)

第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

2 施行規則第21条第3項の公安委員会規則で定める場合は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合とする。

(地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会)

第106条 法第108条の29第1項の規定により公安委員会が地域交通安全活動推進委員(以下この条において「推進委員」という。)を委嘱したときは、当該推進委員に係る第3項の区域を管轄する警察署長は、当該推進委員の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるよう、警察署の掲示板への掲示その他適当な措置をとらなければならない。

2・3 略

(定期報告)

第112条 法第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者及び法第108条の32の3第1項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者(以下「認定教育等実施者」という。)は、年間の教育計画について、別記様式第72号の運転免許取得者等教育年間計画報告書により、あらかじめ公安委員会に報告しなければならない。

2 認定教育等実施者は、運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査を行ったときは、その実施結果を1月ごとに取りまとめ、別記様式第73号の運転免許取得者等教育実施結果報告書により公安委員会に報告しなければならない。

(認定の取消しの手続)

第113条 略

2 公安委員会は、法第108条の32の2第6項の規定を準用する法第108条

32の2第5項の規定により運転免許取得者等検査の認定を取り消すときは、別記様式第74号の2の運転免許取得者等検査認定取消通知書を当該認定教育等実施者に交付して行うものとする。

別記様式第33号（第41条、第75条、第80条関係）

保 留 運転免許停止期間短縮通知書 運転禁止		第 号 年 月 日
殿		
香川県警察本部長 印		
第90条第12項 道路交通法第103条第10項 第107条の5第3項において準用する同法第103条第10項 の規定により、 <u>保留</u> 停止処分の期間を下記のとおり短縮したので通知し ます。		
短縮日数	日間	
処分満了日	年 月 日	
処分書番号		
整理番号		
注意事項 1 あなたの免許証は、上記処分の満了日の翌日に返還しま す。この通知書及び運転免許停止処分通知書等を持参の上、 住所地为管轄する警察署で受領してください。 2 講習終了後、免許証を渡された方でも、免許の停止期間 が満了するまでは、自動車又は <u>一般原動機付自転車</u> を運転 することができません。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

の32の3第2項に定める運転免許取得者等検査の認定を取り消すときは、別記様式第74号の2の運転免許取得者等検査認定取消通知書を当該認定教育等実施者に交付して行うものとする。

別記様式第33号（第41条、第75条、第80条関係）

保 留 運転免許停止期間短縮通知書 運転禁止		第 号 年 月 日
殿		
香川県警察本部長 印		
第90条第12項 道路交通法第103条第10項 第107条の5第3項において準用する同法第103条第10項 の規定により、 <u>保留</u> 停止処分の期間を下記のとおり短縮したので通知し ます。		
短縮日数	日間	
処分満了日	年 月 日	
処分書番号		
整理番号		
注意事項 1 あなたの免許証は、上記処分の満了日の翌日に返還しま す。この通知書及び運転免許停止処分通知書等を持参の上、 住所地为管轄する警察署で受領してください。 2 講習終了後、免許証を渡された方でも、免許の停止期間 が満了するまでは、自動車又は <u>原動機付自転車</u> を運転する ことができません。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の3（第108条の2関係）

<p style="margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">香川県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p style="margin: 0;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる<u>方法により行う運転免許取得者等検査</u>に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の3（第108条の2関係）

<p style="margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">香川県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p style="margin: 0;">運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる<u>課程</u>に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の4（第108条の2関係）

指定申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
香川県公安委員会 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</div> 申請者 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</div>		
<p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第68号の4（第108条の2関係）

指定申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
香川県公安委員会 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</div> 申請者 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</div>		
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備	考	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 必要に応じて、運転免許取得者等検査を行うための指定基準に適合することを示す資料を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号の2（第109条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の <u>方法</u> の区分	
運転免許取得者等検査の <u>方法</u> の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第69号の2（第109条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 香川県公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名	
運転免許取得者等検査を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の <u>課程</u> の区分	
運転免許取得者等検査の <u>課程</u> の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第72号の2 (第112条関係)

運転免許取得者等検査年間計画報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所  
報告者  
氏 名

年中の運転免許取得者等検査年間計画を作成したので、道路交通法施行細則  
第112条第1項の規定により報告します。

	方法の区分	実施回数	検査対象者数	備 考
月				
月				
月				
月				
月				
月				

備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第73号の2 (第112条関係)

運転免許取得者等検査実施結果報告書  
 (      年    月分)

年    月    日

香川県公安委員会 殿

報告者    住 所  
           氏 名

年    月において道路交通法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を下記のとおり行ったので、道路交通法施行細則第112条第2項の規定により報告します。

方法の区分	氏 名 生 年 月 日	免 許 証 番 号	指 導 員 名

- 備考 1 報告者が法人であるときは、報告者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第74号 (第113条関係)  
略

別記様式第74号 (第113条関係)  
略

別記様式第74号の2（第113条関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書

第 号  
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第108条の32の3第2項において準用する同法第108条の32の2第5項の規定により、下記の理由により運転免許取得者等検査を行う者としての認定を取り消したので通知する。

認 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第74号の2（第113条関係）

運転免許取得者等検査認定取消通知書

第 号  
年 月 日

住 所

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第108条の32の3第2項の規定による法第108条の32の2第6項を準用する運転免許取得者等教育を行う者としての認定を下記の理由により取り消したので通知する。

認 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	
1～29 略					1～29 略					
30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号）	第4条第1項～第103条の2第5項 略				30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号） 第4条第1項～第103条の2第5項 略					
	第104条第 1項	略			第104条第 1項	略			○	
		免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定				免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定				○
		略				略				
		処分移送通知書による免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定				処分移送通知書による免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定				○
	略				略					
	第104条第2項～第104条の2の2第5項 略				第104条第2項～第104条の2の2第5項 略					
	第104条の 2の2第6 項	再試験の不受験による免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定（第104条第1項の準用）			第104条の 2の2第6 項	再試験の不受験による免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定（第104条第1項の準用）			○	
		略				略				
	第104条の 2の2第6 項	略			第104条の 2の2第6 項	略				
第104条の2の2第7項～第104条の2の4第5項 略				第104条の2の2第7項～第104条の2の4第5項 略						
第104条の 2の4第6 項	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定（第104条第			第104条の 2の4第6 項	特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定（第104条第			○		

	1 項の準用)		
	処分移送通知書による特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)		○
	略		
第104条の2の4第7項～第107条の5第3項 略			
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	6月を超える自動車等の運転禁止に係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)		○
	略		
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止に係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)		○
	略		
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	6月を超える自動車等の運転禁止に係る聴聞の実施の決定 (第104条の2第1項の準用)		○
	略		
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止に係る聴聞の実施の決定 (第104		○

	1 項の準用)		
	処分移送通知書による特例取得免許の取消しに係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)	○	
	略		
第104条の2の4第7項～第107条の5第3項 略			
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	6月を超える自動車等の運転禁止に係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)	○	
	略		
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止に係る意見の聴取の実施の決定 (第104条第1項の準用)	○	
	略		
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	略		
第107条の5第4項	6月を超える自動車等の運転禁止に係る聴聞の実施の決定 (第104条の2第1項の準用)	○	
	略		
	処分移送通知書による6月を超える自動車等の運転禁止に係る聴聞の実施の決定 (第104	○	

		条の2第1項の準用)		
		略		
	第107条の5第4項	略		
	第107条の5第5項～第108条の3の3 略			
	第108条の3の4第1項	略		
	第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習		○
	第108条の3の5第2項	略		
	第108条の3の6～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)	第6条第3号～第32条の2第3項、第32条の3第2項及び第32条の3の2第1項 略			
	第32条の3の2第2項	略		
	第32条の5第1項～第41条の2 略			
(2)～(15) 略				
(16) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)	第3条	免許の取消しに係る意見の聴取の主宰者の指名		○
		略		
	第4条第2項	免許の取消しに係る主宰者除斥後の新たな主宰者の指名		○
		略		
第5条第1項～第17条第2項 略				

		条の2第1項の準用)		
		略		
	第107条の5第4項	略		
	第107条の5第5項～第108条の3の3 略			
	第108条の3の4第1項	略		
	第108条の3の5	略		
	第108条の3の6～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)	第6条第3号～第32条の2第3項、第32条の3第2項及び第32条の3の2第1項 略			
	第32条の3の2第2項及び第32条の4	略		
	第32条の5第1項～第41条の2 略			
(2)～(15) 略				
(16) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)	第3条	免許の取消しに係る意見の聴取の主宰者の指名		○
		略		
	第4条第2項	免許の取消しに係る主宰者除斥後の新たな主宰者の指名		○
		略		
第5条第1項～第17条第2項 略				

(17) 略			
31～53の2 略			
54 行政手続法 (平成5年法律第88号)	第5条第1項及び第3項～第12条第1項 略		
	第13条第1項第1号イ、ロ及びハ	聴聞の実施の決定（ <u>道路交通法の規定に基づく運転免許に係るものを除く。</u> ）	略
		聴聞の実施の決定（ <u>道路交通法の規定に基づく運転免許に係るものに限る。</u> ）	○
	第13条第1項第1号ニ～第18条第3項 略		
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名（ <u>道路交通法の規定に基づく運転免許に係るものを除く。</u> ）	略
		聴聞の主宰者の指名（ <u>道路交通法の規定に基づく運転免許に係るものに限る。</u> ）	○
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開及び非公開の決定	○	
第24条第3項～第36条の3第3項 略			
(1)・(2) 略			
55～102 略			
備考 略			

(17) 略			
31～53の2 略			
54 行政手続法 (平成5年法律第88号)	第5条第1項及び第3項～第12条第1項 略		
	第13条第1項第1号イ、ロ及びハ	聴聞の実施の決定（ <u>道路交通法第114条の2の規定により警察本部長に委任した聴聞に係るものを除く。</u> ）	略
		聴聞の実施の決定（ <u>道路交通法第114条の2の規定により警察本部長に委任した聴聞に係るものに限る。</u> ）	* ○
	第13条第1項第1号ニ～第18条第3項 略		
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名（ <u>道路交通法第114条の2の規定により警察本部長に委任した聴聞に係るものを除く。</u> ）	略
		聴聞の主宰者の指名（ <u>道路交通法第114条の2の規定により警察本部長に委任した聴聞に係るものに限る。</u> ）	* ○
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開及び非公開の決定	○	
第24条第3項～第36条の3第3項 略			
(1)・(2) 略			
55～102 略			
備考 略			

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。